

平成25年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成25年2月8日)

茨城県南水道企業団議会

平成25年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成25年2月8日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	13番	佐藤隆治	議員
		1番	井原正光	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	沼田和利	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員
		12番	染谷和博	議員
		14番	佐藤清	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
宮 本 栄 三	事 務 所 長
岡 野 明	次 長
鈴 木 充	次 長
糸 賀 重 信	経 営 企 画 課 長
藤 原 勘 一	総 務 課 長
亀 田 誠 男	会 計 課 長
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海老原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
杉 本 弘 樹	書 記
小 嶋 哲 夫	書 記

平成25年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 25 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 伊藤 悦子	<p>1 議案第 1 号</p> <p>1. 予算について</p> <p>①利根町と合併して 1 年、25 年度の収支予算と今後の見通しについて</p> <p>2. 予算書について</p> <p>①23 ページ受水費 受水費の引き下げ、契約水量を実態にあったものにするこ との検討と県への申し入れについて、料金引き下げについて</p> <p>②24 ページ委託料 実施設計業務委託 具体的内容について</p> <p>③27 ページ委託料 公営企業会計制度改正支援業務委託 委託の理由、委託業者選定について 制度改正の内容と影響について</p> <p>④31 ページ固定資産購入費 給水車 1 台 購入の理由、現在の使用状況と給水車の内容、1 台でいいの ですか</p>
2 関戸 勇	<p>1 議案第 1 号</p> <p>1. 水道事業の収益改善についてどのように考えるか</p> <p>2. 議会費の更なる削減について</p> <p>3. 企業債について経費削減はどのようにされているか</p> <p>4. 入札における競争性・透明性を高める努力はどのように されているか</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 伊藤 悦子	1 配水管の耐震化について <ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震化に対する考え方について 2. 現在の状況と今後の計画について 3. 鉛管と石綿管の取替と今後の計画について 2 水道事業改善のために <ol style="list-style-type: none"> 1. 有収率向上について <ol style="list-style-type: none"> ①有収率の現状と引き上げの対策について
2 鈴木かずみ	1 昨年、牛久市内において基準値を超える六価クロム、ヒ素が検出されたが、県南水道の対応について <ol style="list-style-type: none"> 1. 六価クロムが検出された地域の対応について <ol style="list-style-type: none"> ①水道法によって安全な水を供給することが基本と考えるが加入促進の活動はどのように行われているのか 2. ヒ素が検出された地域の対応について <ol style="list-style-type: none"> ①市への働きかけについて ②当面、公共施設については早急に加入すべきと考えるが牛久市長でもある企業長の見解を聞く ③原因の調査について 2 消費税について <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道料金への影響 <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の負担増 2. 国への中止を求める要請について
3 関戸 勇	1 契約水量の見なおしで水道料金の値下げを <ol style="list-style-type: none"> 1. 茨城県水道企業局の収支決算から黒字の還元を求める 2. 今後も人口減少が続き、節水機器の普及で水需要は下降線では 3. 今後は水源開発は必要ではないのでは 2 安全な水の供給を <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性ヨウ素131への対応について 2. 利根川におけるセシウムの堆積について、現状はどうか

午後 1時30分 開 会

○佐藤隆治 議長

皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。

ただいまから平成25年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数14名。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、5番 鈴木かずみ議員、6番 中根利兵衛議員、兩名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思ひます。ご異議ございませぬか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号

○佐藤隆治 議長

日程第3、議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

本日は、平成25年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

利根町水道事業との統合から、もうすぐ1年になるところでございますが、漏水等、大

きな事故もなく、検針業務や上下水道料金徴収についても順調に進められているところでございます。現在は、残存しております8カ所の井戸施設の撤去を行っており、年度内には完了する予定でございます。また、この4月には利根町の水道料金が企業団の水道料金に統一されますので、これに伴い、上下水道料金調定収納システム変更の準備をしているところでございます。

次に、平成26年度から地方公営企業会計制度が大きく見直されることは、以前にもご報告したところでありますが、制度改正まで余すところ1年となっております。現在、各事業体はその準備に取り組んでいるところでございます。民間企業が行っている会計基準を最大限取り入れるとした今回の制度改正の意図には、現行の公営企業会計では、長期に健全経営を継続するには問題があるというあらわれだと思っております。今回の改正に借入れ資本金制度廃止がありますが、今まで企業債という借金が資本グループに入っていたものを、これを負債に変えようとするものです。これは改正の一部ですが、会計基準が変わることにより、事業体によって会計上、利益が増加したり減少したりと影響を受けることになるはずで、現在、当企業団は、新しい公営企業会計に向けた準備として、固定資産を洗い出し検証をしています。企業団の方針は債務が見えにくく、費用が先送りされることのないよう、厳しい検証を行う考えでおります。健全経営を継続するためには、これらを適正にし、その上で利益の確保ができるようにすることを目標としております。

以上の申し上げた事項については、議員の皆様方のご意見を十分拝聴しながら、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも機会あるごとにご報告させていただきます。

本日の定例議会には、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算案1件をご提案しております。

議案の説明に先立ちまして、平成24年12月末現在における平成24年度予算の執行状況についてご報告申し上げます。

業務の概要についてであります。給水人口は24万2,336人で、平成23年度の決算数値と比較いたしますと1万8,501人の増、普及率については1.5ポイント伸びて83.4%でございます。また、総給水量は2,002万7,297トンで、予定水量に対しまして76.8%、有収水量は1,740万2,300トンで、予定水量に対しまして75.8%となり、有収率は86.89%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は38億2,032万9,235円で、予算額に対しまして76.1%、加入金の収入は1億5,467万5,000円で、予算額の57.9%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替工事等30件を発注し、工事費の総額は4億4,884万3,500円で、予算額に対する執行率については79%となっております。

平成24年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。地方公営企業法の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安心・安全な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するように運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願い申し上げる次第であります。

それでは、議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について概要をご説明いたします。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づいて作成されております。それでは、様式に従ってご説明をいたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は9万9,034戸、年間総給水量は2,654万4,000トン、1日平均給水量は7万2,723トン、主要な建設改良事業の工事費は6億2,454万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営にかかわる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は54億6,830万3,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと5,698万円の増となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は54億6,603万9,000円を予定し、水道事業収益の99.96%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は54億3,502万6,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと5,889万8,000円の減となっております。主なものを申し上げますと、営業費用が52億7,339万円で、そのうち茨城県企業局に支払う上水費は27億1,312万8,000円を予定し、営業費用の51.4%を占めております。営業外費用は1億5,141万8,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は7,517万3,000円でございます。また、特別損失として821万8,000円を計上しておりますが、これは水道料金の徴収不能分でございます。

したがって、平成25年度における損益計算では105万9,000円の純利益となる見込みであります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかわる費用であります。

収入につきましては、総額で2,153万4,000円を予定しております。その内訳といたしましては、消火栓設置負担金1,423万8,000円、下水道工事に伴う布設替工事負担金729万6,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額9億6,220万8,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は6億9,840万9,000円を予定し、そのうちの工事請負費は6億2,454万円で、内容といたしましては配水管布設工事費が1億920万円、配水管布設替工事費が4億9,014万円、道路復旧工事費が1,260万円、消火栓設置工事費が1,260万円となっております。また、企業債償還金につきましては2億5,879万9,000円を予定しております。

す。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。9億4,067万4,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,221万8,000円、減債積立金681万3,000円、過年度分損益勘定留保資金8億2,853万7,000円及び当年分損益勘定留保資金7,310万6,000円を予定しております。

次に、第5条は、営業費用と営業外費用との間で、各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億6,272万円、交際費が20万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第7条は、棚卸資産購入限度額であります。4,345万2,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように、常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が本定例会に上程いたしました平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算案の概要であります。審議の上、適切なる議決を賜るようお願い申し上げます。

○佐藤隆治 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして議案の質疑を行います。日本共産党の伊藤です。

初めに、予算についてです。

利根町と合併して1年になろうとしています。合併になって利益が上がるとの説明が、合併の議論のときには、そういうようなお話もありました。24年度予算においても、損益計算書では約1億1,393万円の純損失、また25年度の予算書の今回の損益計算書では、純利益は105万9,000円の見込みというふうになっているところです。そこでお伺いをいたします。

1つ目に、25年度の収支予算において、収益が105万というところの大きな理由、それと、今後この収益の見通しはどのようになるのかお伺いをいたします。

2つ目に、県南水道企業団にとって、この収益が伸びていないところを見ますと、この合併は一体何だったのかというような、改めてそういう思いがいたしますけれども、そのことについて、企業長はどのように考えているのかお伺いをいたします。

2番目に、予算書の内容についてお伺いいたします。

1つ目に、23ページ、受水費についてです。

受水費は、営業費用の51.45%を占めています。県南水道企業団の経営改善のためにも、この受水費の引き下げが求められるところです。

1点目には、予算編成に当たって、県からの受水費の引き下げ、また県との契約水量を実態に合ったものにする事について、県への申し入れの検討がされたのかどうか。

2点目は、現在の契約水量と日最大の水量はどれぐらいになるのか。また、その際の水量の受水費は幾らになるのかお伺いいたします。

3点目です。利用者は、高い水道料金を引き下げてほしいとの強い要望があります。せめて基本料金の10トンに満たない利用者の料金引き下げが求められているところですが、このことについて検討されたのでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目に、24ページ、委託料、実施調査設計業務委託料の具体的な内容についてお伺いいたします。

3つ目に、27ページ、委託料、公営企業会計制度改正支援業務委託についてです。委託の理由と業務委託業者の選定はどのようになりますか。また、制度改正の内容はどのようになるのでしょうか。

4つ目に、31ページ、固定資産購入費、給水車1台についてです。購入の理由、現在の使用状況、給水車の内容、また購入は1台となっていますが、1台でいいのかどうかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

利根町水道事業と統合して約1年近くたちました。平成25年度の収支予算と今後の見通しについてであります。統合前の試算では給水収益を約1億円ほど多く見込んでおりました。しかし、近年の節水器具の普及や人口の伸び悩み等により、給水収益がかなり落ち込んでおります。また、給水加入金も同様に落ち込んでおり、その結果、平成25年度予算の純利益は105万9,000円の見込みであります。

次に、今後の見通しにつきましては、給水収益が伸び悩み、財政状況が厳しくなりつつありますので、未加入者の多い地区への水道加入の啓発を推進し、給水収益を伸ばし、またさらなる経費削減に努めながら、老朽管の取り替えを進め、安全・安心な水の供給をしていきたいと考えております。

次に、契約水量を実態に合ったものにする事についての検討ということですが、

利根町統合後の平成24年度の1日最大給水量は8万1,119立方メートルとなっております。現企業局との受給契約の内容を使用実態に合わせて見直す検討をとのお話ですが、先ほどの数値より算出いたしますと、水源余裕率は10%となり、かなり厳しい状況となっております。差し引きをいたしました9,256立方メートルを5つの配水場における24時間の余裕水量として算出いたしますと、時間当たりわずか77立方メートルとなり、余裕といえる数字でないことがご理解いただけることと思います。

今後の給水人口の増加、普及率の向上に伴う水量の増加、配水末端における水質保全、定期的な管洗浄に要する水量等を考慮すると、水需要を視野に入れ、きめ細かな各配水場間の水量の融通と不慮の事故に対するバックアップ機能の強化が重要になってくると考えております。

また、受水費の引き下げについてであります。毎年当企業団単独としても、県南広域受水8団体としても県企業局に料金の引き下げを要望をしているところでございます。

それと、水道料金の引き下げについてであります。当企業団におきましては、給水加入金の引き下げ、量水器使用料金の無料化を実施してきたところであります。また、安全・安心な水を安定供給するため、定期的に鉛給水管、石綿セメント管の布設替工事を予定しているところであり、さらに老朽化した施設等の改修工事もしなければなりません。その工事費だけでも100億円以上の経費が必要となります。これらの理由から料金の引き下げ、特に使用量10トン、10立方メートル以下の世帯に対する料金の引き下げということですが、公営企業である水道事業の経営は独立採算制が基本となっております。水道料金の設定は、受水費、減価償却費等の資本的な財源は基本料金で確保し、人件費、修繕費等の維持管理の財源は超過料金で確保することになっております。

ご質問の10立方メートル以下は、当企業団の料金体系の中の基本料金に当たります。基本料金は水道事業運営に必要な財源を確実に回収しなければならない基本的な収入であります。当企業団といたしましては、安定した供給及び経営を続けていかなければならない責務がありますので、今後の経営状況を見きわめると、現状では非常に難しいと考えております。何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、配水及び給水費の実施設業務委託の具体的な内容につきましては、鉛給水管布設替工事の設計業務委託が556万5,000円、利根町井戸解体工事に伴う家屋事後調査の業務委託が735万円、合計で1,291万5,000円となります。

次に、公営企業会計制度改正支援業務委託について、委託の理由、また委託業者選定の質問にお答えいたします。

現行の地方公営企業会計基準については、平成26年度4月1日から大きく改正されることが決まっております。平成26年度の予算、決算から適用となるわけですが、新しい公営企業会計制度に向け、会計担当職員を対象とした研修が2年ほど前から、茨城県の市町村課、あるいは日本水道協会等でも開催されてきました。総務省から、今回の改正について

は単に会計処理担当の問題だけでなく、会計にかかわる組織全体の充実を図ることが重要と示しています。現行の会計基準の知識を持った担当職員であっても、新たな会計基準への移行は、かなりの知識向上が求められています。平成25年度においては、会計規程の一部改正、また会計システムの再構築が必要になってまいります。新たな会計基準への移行は、専門家、有識者に診断してもらうことも必要であると示されており、具体的には公認会計士による検証、指導を受けるものです。

業者選定についてですが、公認会計士ですと、業者というより弁護士と同じようになります。公認会計士事務所は県内では数が少なく、さらには今回の公営企業会計制度改正を手がけている方は限られてきます。平成24年度において、一部前倒しをして固定資産の検証を県内の公認会計士事務所をお願いしています。契約としては、同公認会計士事務所と随意契約を予定しております。

最後に、給水車の購入についてであります。当企業団では、現在2台の給水車を保有しております。1台は平成2年に購入したもので、もう1台は平成7年に購入をいたしました。平成2年に購入した給水車は20年以上使用しており、給水タンクの劣化やタンクに装備されている給水器具の破損も確認されております。また、車両についても部品交換や修理が必要になってきていることから、給水車1台の増車を予定したものであります。

給水車の内容ということですが、2トン車級のトラックに最大積載水量2,000リッターのステンレス製タンクを積載し、ポンプによる吸排作業が行える加圧式のものを購入したいと考えております。現在の使用状況であります。漏水等による断水地区への給水、受水槽の故障及び水道未普及地区の水質事故による学校、病院等への給水、その他構成市町等が実施する各種イベントへの貸し出しを行っております。また、災害や水質事故による大規模な断水が生じた市町村への給水支援も行っております。

給水車の出動回数であります。漏水等による断水地区への給水については1カ月に1回程度、構成市町等が実施する各種イベントへの貸し出しについては年に5回程度であります。市町村への給水支援については、近年では東日本大震災の際に、神栖市、河内町へ、また、つくば市で発生した竜巻の際には、つくば市北条で給水支援を行いました。

最後に、給水車は1台の増でいいのかということですが、現状、この3台で対応し、古い給水車が壊れた際には買い替えをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をいたします。

契約水量についてなんですけれども、実態に合わせた契約は余裕水量の関係でできない

ということでしたけれども、余裕水量といいますけれども、実際に水が、前回も言ったんですけれども、流れているわけなんですよね。お水がとまっちゃうということではありません。そういうことを考えるならば、やはり実態に合ったものに契約をしていく、その差額は私、以前聞いたのは8,400トンということでしたので、その差額は6,000トンだとしても約9,200万円の年間の経費が浮くわけなんですよね。このことを考えてみましても、これを利用しながら10トン以下の利用者に対する値下げなんかもできるのではないかというふうに考えます。市民としては、やっぱり使った分の料金を払う、これが基本的な考え方だというふうに思いますし、使わない分のお金までなぜ払うのか、このことが非常に料金との関係では大きな問題になっていると思います。ですから、やはり粘り強く実態に合った契約をするよう県に申し入れをすべきではないかというふうに思っているところです。再度お答えをお願いしたいと思います。

あと、上水費のことについては、今までも県に申し入れをしているということで、今後もあるんだというふうに捉えますけれども、それでいいんでしょうか。

それで、25年度になったら、大体いつぐらいに、そういった行動をとるのが、計画があったらお知らせをお願いいたします。

それと2つ目は、公営企業会計制度の改正支援業務委託なんですけれども、これは25年度だけで終わるのかどうかを確認をいたします。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

ちょっと順不同になるかもしれませんが、とりあえず受水費の値下げの要望は、予定といたしましては、県南広域8団体では3月ないし4月には受水費の値下げの要望に行く予定であります。それと企業団独自では、毎年8月、お盆過ぎには単独で行っております。

それと、先ほども言いましたように、10トン以下の水道料金の値下げの問題ですけれども、現在、うちのほうは給水原価と供給単価、原価割れで供給している現状でありますので、なかなか難しいところでございます。

それと、公営企業会計制度改正の内容ですよね、これは今回の会計制度の見直しは、平成21年12月に、総務省の地方公営企業会計制度研究会報告書に基づき、民間の企業会計制度との整合性を図るという観点から実施されるもので、平成26年度の予算、決算から適用されます。昭和41年以来46年ぶりに全面的な改正が行われるものです。24年度にも公認会計士を頼んでおりますが、25年度以降も支援業務ということで委託して公認会計士の指導、助言をもらう予定でおります。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

3回目の質問です。

公営企業会計制度改正の主な改正の部分と、先ほど企業長がおっしゃっていたんですが、その影響はいろんなところにあるというんですが、当企業団にとって影響がどんなものがあるのか、改めて伺いをしたいと思います。

それと、25年度以降も公認会計士さんをお願いをするということなんですけれども、これは25年度だけなんですか。25年度で終わりということでは理解していいんでしょうか。

それと、上水費の値下げについては、8団体とも行うし単独でも行うということで、ぜひそれは本当に力を入れてやっていただきたいなというふうに強く思っているところです。

あと、契約実態についての契約水量についてなんですけれども、使用の実態に合わせて契約をすべきだということについて、再度、先ほどの私の質問に対してのお答えをお願いしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

お答えいたします。

契約水量、現在、県との契約水量は9万375トンであります。最近では1日最大が8万2,000トンぐらいになっていると思うんですが、余裕水量としては、もうこれ以上契約水量を減らすということは今のところ無理です。うちのほうで受水費の値下げを要望するのは、使用水量1トンにつき45円の部分、その部分を値下げしてほしいと。あるいは基本料金1,290円なんですけど、その1,290円の部分、50円でも100円でも安くしてほしいということをお願いしていきたいと考えております。

それと、公営企業会計制度の支援業務なんですけど、25年度も改正支援業務を行います。26年度以降も職員でできれば公認会計士さんをお願いしなくても済みませんが、なかなかそうもいかないと思いますので、二、三年は公認会計士さんの指導、助言を受けたいと思っております。

それだけですか。

○佐藤隆治 議長

池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

平成26年度から導入する企業会計原則に基づく会計処理をするということは、要は単純に言うと、今までの県南水道企業団の会計基準というものが、地方公営企業法に基づく会計規則ということなんです、その規則自体が、いわゆる通常の企業会計原則からすると絶対やってはならぬ放漫経営の会計処理を認めているわけです。具体的にいきますと、年間1億円近い工事に係る人件費を38年償却のいわゆる資産に編入すると。いわゆる毎年1億円その分を一般経費で落とさなくてはならないものを38年償却に切りかえちゃうわけです。そういうことをずっとやっているわけです。それと同時に減価償却そのもの自体も、通常、株式上場している東京ガスなんかでも、同じ管工事でも20年ですよ。それを38年というとんでもない長い償却期間を置いているわけです。ですから、今現在、資産として四百何十億だとか五百何十億だとか六百何十億とある資産が、帳簿上あるやつが、現状、はかってみたら半分しかないとかとなった場合に、要は資産が架空の資産を膨らませていたということで、100億、200億の大赤字という、いわゆる債務超過の状態に簡単になっちゃうわけです。そういう深刻な状態が1つあるということと同時に、単年度の損益においても、今後、会計処理基準で減価償却期間の圧縮、いわゆる通常の正常化ということになるだけでも、それだけの影響が出るわけで、いかに張りぼての会計、財務状況に、今、県南水道があるかということなんです。

ですから、健全化にはほど遠い状態にあるんだということを議員の皆さんも理解しないとだめだと思うんですね。そういうものをちゃんと正して、そして正しい損益計算というものを単年度でちゃんとやって、そしてその利益を、いわゆる架空の膨らませた資産の穴埋めにやっていかないと、いわゆる今の資産で38年償却で、40年近く前とか、30年以上前にやった石綿管の改修さえできていないわけですから、その石綿管だけでも今の予定でやると20年もかかるなどという、そういういいかげんなことをやっていたわけですから、そういう実態を、これからちゃんと正していかなくてはならない。そういう意味で、この県南水道企業団がやっている、いわゆる安心・安全な水の安定供給というものについては、よほど腹を据えて、根本的な水道企業団の経営、抜本改革というものを、今後とも継続していかなければならないということなんです。これはあちこちの地方公営企業法に基づく会計処理をしている事業団については、多分同じような状況がある中で、どうも比較してみると、県南水道の今現在の決算書を見ても、引当金がないとか修繕引当金さえ何も積んでいなかったと、そういうものさえ見ていくと、県南水道は、そういう超放漫経営の中でも悪いほうに部類したということが言えるわけなんです。

そういうのを伊藤議員も、よく企業会計原則に基づく貸借対照表だとか損益計算書の見方をもうちょっと勉強していただいて、そして茨城県南水道企業団の財政状況というものがどういう状況かということをよく理解していただいて、その上での今後の水道企業団の経営をどうすべきなんだということ、ぜひとも質問していただきたい。そして一生懸命

努力して、そして県水のほうの値下げの交渉も一緒にやっていただいて、早く県南水道企業が健全な経営状態に入って、そして念願とする水道料金の値下げに持っていけるように、そういうふうに努力する必要があるのではないかと。幾ら口だけで値下げ値下げと言っても、値下げは単純にはできません。すぐ経営実態としての県南水道企業団は崩壊してしまいます。今は綱渡りだということを、その危機感を、ぜひともご理解いただかなくては、この県南水道の経営がしっかりしたものになっていきません。よろしく議員の皆様にも今の実態を深刻に受けとめて理解していただくように希望いたしまして、答弁とします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

先ほど、ちょっと言い忘れましたが、現在、新会計移行がスムーズに行われるようプロジェクトチームをつくって、公認会計士のアドバイスを受けながら準備を進めております。具体的な数値を含めて、今年7月ないし8月には全員協議会を開催して、詳しく説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番（関戸 勇 議員）

11番、日本共産党の関戸です。

議員になって初めての予算議会ということで、幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。

今、企業長のほうからご答弁があつて、県南水道全体の会計についての中身、全体像ということが話をされました。そういう意味では、本当に昭和40年代の最初に、公営企業法によって、こうした水道事業なども含めて、これを一般行政から切り離す際に、いろんな論議になったということは、恐らく古い方はご存じだというふうに思ひます。そういう意味では、本当にそれ以来、多くのところでご苦労されているというふうに思ひます。そういう意味では、根本的なところ、例えば水道料金1つとってみても、なぜ全国でこんなに違ふのかというようなのが市民の中から出てきます。神奈川と比べたらどうかとか、いろいろ出ます。そういう意味でも、一人人間が生きて上にとって、最低限なくてはならないもの、水や空気、こういうものが本来どうあるべきものなのかということも含めて考えなければならない問題なのではないかというふうに私は常々思つてきました。そういう思ひ

もありますが、まず議案について質問をさせていただきたいと思います。

給水人口が伸び悩む、あるいは景気の低迷、節水思想の普及、そういうことがあって、予想されたような水需要の伸びがないという中で、本当に水道事業会計の健全化には厳しい現状があるというふうに思います。その中で、赤字をつくらず、収支のバランスシートを見ながら、中長期の計画を見通す、そういう努力など大変ご苦勞をされていると思います。

一方、今厳しい経済環境、そういう状況のもとで、暮らしは本当に大変です。多くの市民からは、水道料金を引き下げてほしい、本当に強い要望が出されていますし、12月の取手の市議会では、議会としても水道料金の値下げを求める意見書を採択をしています。限られた収入の中で、いかに支出を抑えるか、無駄をチェックし、効率的な運営をしていくことが求められていると思います。こういう点で、どのような努力がされてきたかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

昨年8月の議会で、23年度の決算が審議された際、監査委員から、給水原価と給水単価の逆転現象の改善について求められました。先ほど事務所長も、その苦しいというか、実態についてお話をされていると思います。

県南水道に水を供給している茨城県の決算が出ました。資料1をごらんいただきたいと思います。今日、いろんな資料をお配りしておりますが、この資料1でごらんになれるように、茨城県の水道事業の決算は、私が集めました平成17年から毎年黒字を続けております。平成23年の決算も、やはり大きな黒字、その決算の黒字の中で、県南水道がかかわっている県南広域は特に大きな黒字になっている。約半分、県全体の169億を超える黒字の中で89億を超えるものが県南広域から上がっています。そういう点から、先ほどありました基本料金あるいは使用料金を下げてほしい、この給水原価を下げるよう求めるのは当然なことです。こういう数値を示しながら、恐らくお願いをしていると思うんですが、どのような努力がされてきたのか、またどのような県が答弁をされているのかお聞きしたいと思います。

次に、予算書の5ページになりますが、営業費用の6の議会費についてお聞きしたいと思います。

24年度の予算とほぼ同じ287万3,000円を計上していますが、平成23年度の決算では90万3,037円となっています。議員の視察研修などの費用に差異が出たのでしょうか。25年度予算では旅費だけでも150万を計上しています。広域議会の中では、研修や視察について行く先を北海道と九州に交互に行かれるようなところもあるように聞いております。私は、現在の会計からも視察についてはできるだけ近いところで有益な視察になるよう、そういうことに努力がされているのだろうというふうに思っていますが、今年度、実績から見てこういう予算にした、計上された中身について、なぜなのかお聞きしたいと思います。

予算を見ていて、収益勘定だけでなく、資本勘定でも、工事請負費や委託料、営業設備

費での量水器の購入や給水車購入など、契約について指名入札というふうにお聞きしています。生産技術の進歩、さまざまな改革により、そうした業者でも単価を下げているのではないかというふうに思っています。監査委員の指摘では、入札契約の高い落札率について、競争性、透明性を高めるよう指摘をされています。どのように検討されたかお答えいただきたいと思います。

24ページ、路面復旧費について、漏水箇所を440件、地震の影響や、本当に大変なご苦労だというふうに思っていますが、24年度と金額も箇所も同じということなのですが、これは大体ここが切れるだろう、この次はここが切れるだろうというふうに考えているんでしょうか、この辺は私も専門家ではないのでわからないんですが、その計算の根拠についてご説明をいただきたいと思います。

最後に、企業債についてお聞きしますが、縁故債については数年前に借り換えて低金利になっております。政府債については高い金利のままになっています。これは借り換えると高い補償金がかかる。大きな負担が起きるということであります。どこでもこれは大きな問題になっています。国の制度に問題があると私は思っていますが、さまざまな理由によって違いがあるというふうに思います。そういう点でも、国の制度を変える、私が住宅公団の問題でもいろいろ調べてみましたが、こういう国に対するこの債務、こういう負担の一部が埋蔵金として、あの話題の埋蔵金になっているということもありました。現在の金利水準から考えても、この政府債は大変高い金利になっています。この点でも、この公営企業の会計に過大な負担をかけている、こういう制度を変えるために恐らく努力されていると思いますが、どのような努力がされているか、最後にお聞きしておきたいというふうに思います。

1 回目の質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員の質問にお答えいたします。

水道事業の収益改善についてであります。現在、平成18年度に作成しました地域水道ビジョンの見直しを行っているところであり、将来の見通しにつきましては、行政区域内人口及び給水普及率の伸び悩み、それに伴う給水収益及び給水加入金の減少が予想され、非常に厳しい状況となっております。近年の給水収益は、給水人口が若干伸びているにもかかわらず年々減少している傾向にあります。原因としましては、住民の節水意識の向上と節水器具の普及等が考えられます。給水収益が伸び悩む中で、どのように収益を上げるかが大きな問題となっております。改善策としましては、加入促進と経費の大幅な削減が考えられます。経費の中でも受水費は大きな比率を占めておりますので、今後とも県企業

局に対して、受水費の値下げの要望をしまいたいと考えております。

また、より一層の行財政改革を進め、健全な事業運営が継続できるよう、さらに努力をしまいたいと考えております。

県企業局の収支から黒字だということですが、確かに平成30年度まで、県の企業局の財政は黒字となっております。しかし、現在、県企業局では、霞ヶ浦浄水場の1期工事、これに関しましては今年度で完了し、200億円の工事費がかかり、また、2期改築工事で116億円の工事費、それと利根川浄水場の施設更新に70億円の工事費が必要であり、そのほ管路更新などの施設整備を行っており、将来の料金の高騰を抑えるためには、施設整備費の確保が必要であるとの回答でありました。当企業団としては、受水費の引き下げにつながるよう、引き続き要望をしまいたいと考えております。

次に、議会費の削減についてであります。当企業団の議会費の中でも旅費の予算が150万円と大半を占めております。この内訳は研修視察、議会及び特別委員会の費用弁償であります。ここ近年の旅費の支出は60万円から80万円ですが、視察研修に全議員の方々が参加した場合を考慮して150万円を計上しております。今後も経費の節約を念頭に、同規模の水道事業体を中心に視察研修を実施していきたいと考えております。

また、この視察研修は、当企業団にとって大変有意義なものなので、全議員の参加をお願いいたします。

それと、入札についてであります。競争性、透明性を高めるために、当企業団では、平成20年4月から、水道施設工事業者を総合審査評定をもとに格付をして、ランク制を導入いたしました。また、平成21年4月からは郵便入札制度を実施しております。今後もさらなる競争性、透明性の発揮できる入札制度を研究をしまいたいと考えております。

最後に、企業債についてのご質問ですが、まず、現在の企業債残高は、平成24年度の9月に半期分を償還した時点で36億2,267万円、件数は32件で、うち9件は利根町より引き継ぎとなっております。また、利率5%以上の企業債は、国の繰り上げ償還特別措置により、平成21年度までにすべて借り換えを済ませております。企業債のうち政府債は、特別措置がなければ繰り上げ償還できないものです。もう一つの地方公共団体金融機構債については、利息にかわる補償金を支払うことで繰り上げ償還できる制度があります。現在、金融機構債で一番高い利息が4.95%となっております。平成元年に起債したもので、残高が4,095万1,431円、残債期間はあと3年となっております。今のところ5%未満の繰り上げ償還の特別措置はありませんので、どうしても繰り上げ償還する場合は補償金を支払うことになってしまいます。

補償金の算定を繰り上げ償還額、残りの償還年数、割引率をもって計算しますと、仮に平成25年度に繰り上げ償還した場合、市中銀行で借り換えるとして、借り換え利率が0.6%を切らないとメリットがありません。借り換えを考えず、全額を自己資金で繰り上げ償還した場合は、残りの償還元金、補償金が単年度費用となるため、平準化の意味では

デメリットになります。これらのことを考慮し、補償金を支払わない特別措置を5%未満にも適用してほしいと、日本水道協会等を通して水道事業全体で国へ要望もしているところでもあります。企業債利息は、経費縮減にも効果があることを十分踏まえて、できるだけ負担を少なくする考えでおります。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番(関戸 勇 議員)

2度目の質問になります。

水道料金の引き下げを求める県南水道並びに広域の市町村、また市長の皆さんには、本当にさまざま県に要請をしていると、昨年8月にも報告がありました。

先ほど資料1でごらんになったように、しっかりと黒字になっている。しかし、県は答弁にもありましたように、さまざまな理由を述べています。一般質問の中で詳しくやりたいというふうにも思っていますけれども、資料2だけ説明をしながら質問をしたいと思えます。この資料2は何かといいますと、県の水のマスタープランに基づく、県の水道事業について、こういうこれだけの水が必要だから、これだけの事業をやるということのようになっていく計画であります。①という下にある横に流れているグラフは、現実の給水実績であります。斜めに立っている線は、すべて需要計画であります。1991年の計画が②、ここで計画を出したけれども実績は伸びない、そういうことから③の1996年の計画、それでも水需要の実績は伸びないから、2001年に4次の計画、またそれでも伸びない2007年、この⑤の計画、この線は、こういうふうには水が伸びるという計画なんです。こういうことに基づいてさまざまな事業を県は考えます。そういう意味からは、この実績との乖離が相当なものですから、やはりこういう計画を変えない限り、先ほど県が言ったように、いろんな理由で下げられないんだということになると思うんです。

そういう意味では、こういうような実績との大きな乖離、もちろんこれは県でやるものでございますが、これが実は県南水道のこの水の料金にもはね返っているということから、この間、県に対して申し入れなりをしていただいていると思うんですが、資料などは、どのような資料でやってこられたのかお聞きしておきたいと思えます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

お答えいたします。

県南水道企業団の水需要に関しましては、水道事業基本計画書をつくるに当たりまして、

これは人口問題研究所というところがありますので、その資料と、あと3市1町の人口の動向の資料をもとに県南水道の場合はつくっております。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。反対の方、ありませんか。

5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

日本共産党の鈴木かずみです。

議案第1号に対する反対討論を行います。

平成25年度県南水道企業団水道事業会計予算です。

給水戸数は9万9,034戸、年間総給水量2,654万4,000トン、1日平均給水量7万2,723トン、工事費総計6億2,454万円、事業収益の総額は約54億円、純利益は105万9,000円となっており、一時の大幅な黒字額を生み出していた時代とは異なった大変厳しい予算となってきております。ただいまの審議の中にもありましたように、給水原価と供給単価の逆転現象を改善することは、利用者に負担をかけないことから緊急課題であります。

県に支払う浄水費は27億を超え、営業費用の51.4%を占めることは問題です。県企業局の平成23年度決算25億を超える黒字決算、平成17年度から23年度までの累計で169億を超える黒字、県南広域は毎年黒字で、7年の累計で89億円を超えると、ただいま関戸議員からの指摘もありました。県西広域におきましては、構成市町村に黒字分を戻せと県に対する運動を行い料金の引き下げにつながりました。県南水道企業団においても要望しているということでしたけれども、何か頼りない気がいたします。県南広域で構成する各市町村とさらなる連携をとりまして、県に対して、県にごまかされないで給水原価を引き下げることを強く求める特別の手段をとるべきであります。

また、この間、利根町との合併が行われ、この4月からは料金も統一になる予定となっておりますが、県南水道企業団にとって、この合併がどうだったのかを考えますと、これまでの議会答弁におきましても整合性のない答弁があり、企業団としてのあらかじめの検討、精査が余りにも不十分ではなかったのかと指摘せざるを得ません。予算においても特

別損失を生み出す結果となっております。予算上の見込み違いも多々見られるところです。

また、先ほどの答弁にもありましたが、公営企業会計制度の改善が行われるということですが、健全化にはほど遠いという企業長のお話もあり、企業団会計そのものの信頼も大きく損なわれています。

以上をもちまして、平成25年度県南水道企業団水道事業会計予算に対する反対討論とします。委員各位のご賛同を心よりお願いいたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。6番、中根利兵衛議員。

<6番、中根利兵衛議員 登壇>

○6番（中根利兵衛 議員）

皆さん、こんにちは。中根でございます。

議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について賛成の立場から討論を行います。

日本の経済状況も、円高、デフレの長引く不況の中で、去年は政権交代がありました。政府と日銀が大胆な緩和に踏み切り、円安が進んだことで景気回復の大きな期待が高まっているところではありますが、まだ景気回復の実態が見えないところでもあります。そうした中であって、地方にとっては人口の減少、少子・高齢化が一層進み、当企業団にとりましても水道料金収入など一層厳しい状況にあるものと予想されます。

また、さきの東日本大震災におきましては、当水道企業団につきましてもパイプラインの損壊、また放射能問題など、昼夜を問わず震災の復興に取り組んだ2年間であったと思います。この震災以降、建物については耐震性、水道企業団については水道管の耐震化が重要な課題となってまいりました。現在の石綿セメント管及び鉛給水管の取り替え、また耐用年数を過ぎた配水管など、安全・安心な水の供給をするための重要な施策を早期に実行するための財源の確保は大きな課題であります。また、去年は利根町との合併も進み、平成25年度からは水道料金の統一が図られ、新たなスタートの年でもあります。

このような状況の中で水道料金の値上げをすることなく、また経費削減のため新たな借り入れも抑制し、先ほど述べましたこれらの課題を早期に改善しようという努力が今年度の予算の中にかいま見ることができます。

また、利用者に対し安全・安心な水を供給できる基盤を早期に構築することの要望を沿えて賛成討論といたします。

○佐藤隆治 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛成者起立＞

○佐藤隆治 議長

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時55分といたします。10分後です。よろしくお願いたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時55分

○佐藤隆治 議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇日程第4 一般質問

○佐藤隆治 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

＜9番、伊藤悦子議員 登壇＞

○9番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、2つの一般質問を行います。

初めに、配水管の耐震性についてです。

一昨年の東日本大震災での断水は、市民生活に大きな影響が出ました。県南水道企業団の職員の方々の働きについては評価もしているところです。断水に対する今後、大規模地震が起きることも予想もされています。水道施設は命を維持するための飲料水、また、火災の消火のための水や避難所や医療現場の衛生を確保するためなど、最も重要なライフラインです。地震など災害が起きても給水機能が確保され、断水による社会経済や市民生活への影響を最小限に抑えることが重要です。そこでお伺いたします。

1つ目に、地震はいつ起こるかわかりません。安全・安定な水を供給するために、水道管の耐震性が求められています。耐震化がなかなか進んでいないのが実態です。改めて耐

震化に対する考え方についてお伺いをいたします。

2つ目に、現在の状況と今後の計画についてお伺いします。

年次計画はどのようになり、また何年を目安として作成していくのかお伺いいたします。

3つ目に、耐震化に関連して、石綿管と鉛管の取り替えについて、24年度はどうであったのか、また今後の計画についてお伺いをいたします。

次に、水道事業改善のために、有収率の向上についてです。なかなか大変な水道事業だというふうなことが今の中でも明らかになったわけですが、それでは配水した水がきちんと収入になっているのかの問題があるわけです。5年間の有収率の状況と、その引き上げの対策はどのように行われてきたのかお伺いをいたします。

1回目の質問といたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

配水管の耐震化についてであります。平成23年度末の配水管の延長距離は124万1,122メートルで、そのうち耐震管の延長距離は1万9,995メートルで、率にしますと1.6%となっております。耐震適合性がある管を含めた延長距離は29万4,203メートルで、率にしますと23.7%となっております。

平成20年度から石綿セメント管を耐震管に布設替する工事を実施しておりますが、平成24年度からは東日本大震災を踏まえて配水管の工事についてはすべて耐震管を使用しております。今後の計画としましては、現在、実施しております石綿セメント管の更新事業を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、石綿セメント管布設替工事の内容と今後についてであります。平成23年度末の残存距離は7万26メートルであります。平成25年度の予定としまして距離が3,070メートル、金額は2億4,706万5,000円であります。内訳としまして、取手市が1,020メートルで9,030万円、龍ヶ崎市が800メートルで8,190万円、牛久市が1,250メートルで7,486万5,000円となっております。今後の計画としましては、現在のペースで実施していくと約20年ぐらいかかると予想されます。

次に、鉛給水管布設替工事についてであります。平成25年度は件数が145件、工事費3,273万3,750円を予定しております。工事場所は取手市戸頭、牛久市栄町、利根町の利根フレッシュタウンを計画しております。ここ2年間は全体で300件ほどの取り替えとなっております。平成23年度末の鉛給水管の残存件数は、利根町を合わせますと9,527件となり、年間300件のペースでの取り替えとなりますと約32年ほどかかる予定であります。今後の鉛給水管布設替の計画は、収支の状況により変わってきますので、財政が厳しい中、

収支状況を見きわめながら、現在作成中の基本計画の見直しの中で限られた予算ではありますが、なるべく布設替件数をふやすことができるよう進めていきたいと考えております。

最後に、有収率の現状であります。平成19年度は90.1%、平成20年度は90.8%、平成21年度は90.0%、平成22年度は90.9%、平成23年度は87.4%であります。最新の有収率は、平成24年12月の時点で86.9%となっております。有収率が下がる原因となる漏水についてであります。平成23年度の漏水件数は公道上が356件、宅地内が203件で、合計559件ありました。有収率向上のため漏水の発見や通報等があった場合は、すぐに修理を行うよう努めております。また、配給水管の耐震管への布設替えも実施しております。有収率の向上については今後とも努力してまいります。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

配水管の耐震性についてなんですけれども、この耐震化について、どのような計画があって、どんなふうに年次計画を立てて、大体何年ぐらいを目安にして行うのかと、ここが大事なんですよね。厚生労働省のほうにおきましても、この耐震化を進めていく、いつ何どき地震があるかわからないからこそ、そこをきちんとやっていくということなんだというふうに、そういう指導が来ていると思うんですけれども、この辺のところは、どんなふうに考えているのかお伺いをしたいと思います。

それと、こうした耐震性についての、住民にこうした情報を知らせるということも非常に大事ではないのかなというふうに思っていますが、その辺のことはどんなふうに考えているのでしょうか。

それと、この有収率の問題です。漏水が559件、23年度ということだったんですけれども、この漏水のことについて、どんな検査をして、これを防ぐようなことになっているのか。それと漏水だけではないと思うんですけれども、そのほかの水質管理ということがあるわけですが、それとの割合はどんなふうになっているのかお伺いをいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

鉛管と石綿管の取り替えと今後の計画についてですが、当初は年間1,000件を目標に、鉛給水管の布設替えを予定しておりましたが、財政が厳しい状況でありますので、25年度

の布設替工事としては150件程度となりました。その他、漏水修理や維持管理工事、配水管布設替工事などで150件ぐらいは取り替えできると思われまますので、年間に全体で300件ぐらい取り替えしますと、33年ほどかかる見込みになっております。

今後、財政の収支状況にもよりますが、少しでも多く取り替えができるよう進めていきたいと考えております。

それから、耐震化率の住民への公表についてということですが、現在、ホームページ上に掲載しておりますその中の業務指標の中に、石綿管、鉛給水管、それから耐震化率等を掲載しております。ホームページ上では何か見づらいということなので、今後さらに見やすいように改善したいと考えております。

それと、有収率向上のためにということで、その中で無収水量で、大きな水量として、水質管理のための放流水、捨て水が大きいと思われまます。水道法施行規則第17条第3項に、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットル当たり0.1ミリグラム以上を保持するよう塩素消毒をすることとなっております。現在、水質保全管理箇所として82カ所を設けておりますが、常時放流しているところは45カ所でございます。時間当たり1立方メートルから3立方メートルを放流しているところがほとんどですが、塩素の出にくいところは、時間当たり8立方メートルを放流しているところもございます。これを合算いたしますと、1カ月当たり平均6万7,000立方メートルを放流しております。

水道利用者に対し、安全な水の供給が義務づけられておりますので、水質管理での放流はやむを得ないと思っております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

配水管の耐震化率なんですけれども、33年かかるということなんですけれども、やはりこれを縮めていくことが非常に大事だと思うんですけれども、そこをしっかりと事業計画を立てながらやっていっていただきたいというふうに思います。

それと、そうした現在の耐震化率とか耐震化をどういうふうに進めているかということにつきましては、水道法施行規則の一部改正についてという、厚生労働省健康局水道課長からのお手紙が水道の設置者に来ていると思うんですけれども、その中には、水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う、今までそうになっていたんですけれども、この事項に水道施設の耐震性及び耐震性の向上に関する取り組み等の状況に関する事項を追加したとあるわけなんです、そののところがやはりきちんとやるべきだというふうに思います。

ただいま所長のほうから、業務指標、試算結果に出ているということで改めるというこ

となんですけれども、こうした細かいところの、わずか一、二行のところを書いてあるわけなんですけれども、こういった厚生労働省の指針をきちんと受けとめているところでは、ホームページ1ページを使って、現在の状況とか今後の予定なんかをきちんと住民の皆さんにわかりやすいようになっていますので、ぜひ工夫をして、そのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

答弁はよろしいですか。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

通告に従いまして一般質問を進めます。

大きな1番目としまして、昨年、牛久市内において基準値を超える六価クロム、またヒ素等が相次いで検出されたことに関連して、県南水道の対応について、幾つかの質問をいたします。

昨年の11月15日ですか、県は牛久市南1丁目の賃貸住宅の敷地内にある井戸水から、水道水水質基準値1リットル当たり0.05ミリグラム以下に対して94倍に当たる4.7ミリグラムの六価クロム化合物が検出されたと発表しました。六価クロムが検出された地域の対応について伺います。

六価クロムは極めて毒性が強く、体内に入れば肝臓障害、肺がんなどを起こすと言われ、メッキ工場、クロム化合物製造工場などの廃液による水質汚染は全国的にも社会問題になっていることは、皆さん、ご承知のところであります。日本には土壌汚染の可能性のある場所が、何と約93万カ所もあると言われており、そのうちの65万カ所が製造業、28万カ所がサービス業で、多いのがガソリンスタンドやクリーニング店、そして軍事基地、空港、鉄道施設、病院、廃棄物処理施設等々、これらは都市部だけの問題ではなく、地方においても増加し、井戸水や農業用水などの汚染が進んでいます。田舎の水が危ないと警告をする専門家がおりますが、まさに私たちの抱える地下水汚染問題です。

土壌が汚染されると地下水が汚れ、その地下水は雨のたびにあちこちに移動して、別の場所の土、そして地下水まで汚染するようですから手に負えません。6号を挟んだこの地域は、昔、メッキ工場があったことから、過去にもトリクロロエチレン等が検出されており、たびたび問題となっておりました。その際、県南水道においては水道管の布設工事が進められ、既に終了してはいますが、加入に至らない世帯が多いと聞いています。この問題に関して、牛久市では12月の議会答弁では、南のアパートと国道6号の西側で3世帯検出されたので540世帯の井戸水を調査した。総井戸数447件を検査し、基準値超過4件、

基準値以下15件、不検出428件と、このような答弁もありました。

今回の六価クロムが検出された地域における調査状況と企業団としての取り組みについて、県南水道は水道法によって安全な水を供給することが基本と考えますが、加入促進の活動がどのように行われているのかお尋ねをいたします。

②としまして、ヒ素が検出された地域の対応についてです。

皆さん、ご承知のように、昨年11月、牛久市正直町、市立中央保育園において井戸水を検査したところヒ素が検出されました。井戸水の基準では0.01ミリigramのところ2.7倍の0.027ミリigramの濃度であります。ヒ素といえば、昭和30年のヒ素ミルク事件、平成10年の毒物混入カレー事件など記憶に浮かぶ一大事件であります。今回、保育園でヒ素が検出されたということで、なぜなのか大変驚いているところです。幸い、中央保育園では、東日本大震災以降、園児は水筒を持参しており、井戸水の飲用はしていないとのことでした。飲用水と調理用水及び園児の手に触れる水は非常用のペットボトルと向原保育園、近くの保育園で県南水道水で対応しているとのことでした。しかし、事件が起きてから4カ月になりますが、現場では毎日、向原保育園からポリタンクで水を運び、県南水道の水です。使った食器は再び向原保育園まで運んで洗っているなど非常事態となっているようです。近々、4月か5月でしょうか、当該保育園は奥野小学校に社会福祉協議会が運営する保育園として移転する予定となっておりますが、半年も期間があります。半年もそのような状況が続くのか、それまでどのようにするのか、浄化機械を給食室に1個設置することで動いていると聞きましたけれども、それですべての解決にはなりません。この地域はくしくも県南水道が奥原工業団地まで、平成20年から23年にかけて整備が終了し開通したところであり、その沿線上にヒ素が検出された中央保育園、周辺には奥野小学校、二中、奥野生涯学習センターなど公共施設が集中しています。特に保育園、小・中学校など、子どもたちの安心して生活できる飲用水の確保は緊急課題であります。いつまでもペットボトルで対応できるものではありません。そこで当面、公共施設については、早急に加入すべきと考えますが、牛久市長でもある企業長の見解をお尋ねいたします。

原因の調査についてですが、井戸水の検査などで範疇外かもしれませんが、ヒ素単体では考えにくく、原因について、また原因究明について、何か考えられるのかどうかお尋ねをいたします。

大きな2点目、消費税についてです。

消費税は、24年前に高齢化社会のため、福祉のためとって導入されました。しかし、この間、国民が納めた消費税の税収総額は約250兆円、これが本当に福祉に使われていれば、年金や医療を初めとする私たちの負担増はしなくても済んでいたのではないのでしょうか。国民の多くが反対する消費税増税法案が、自民、公明、民主3党合意で成立し、2014年4月に8%に、2015年10月には10%に引き上げるということです。その中身を見てみますと、社会保障と税の一体改革と称して、増税分は全額社会保障に充てるとしていたもの

が、この民主、自民、公明3党合意によって、財政を大型公共事業や成長戦略に重点的に配分するとの条項がつけ加えられたのです。増税分を大型公共事業などに流用できるというものです。早速、法案が通ると、総事業費が約3兆400億円もかかる整備新幹線の未着工部分を認可し、また大都市圏の環状道路の整備など大型公共事業の推進予算へ、八ツ場ダムもそうでしょうけれども重点的に配分する計画に道を開きました。またまた消費税が社会保障のためではなく、大型公共事業のためだったことが明らかで、二重、三重の国民だましです。自民党に政権交代になり、阿部政権が進めるアベノミクスで一部景気が回復するかなのような動きの中で、消費税を上げる布石をつくり、一方で年金の引き下げ、生活保護費の削減など、社会保障を削減することが着実に行われてきています。

そうした中、県南水道の利用者への負担増もやむなく行われてきます。高い水道料金、使用していない分まで払わなければならない水道料金かと悲鳴を上げている市民は、消費税の増税でいや応なく負担増となるわけです。

そこで、水道料金への影響について伺います。水道料金総収入に対し、消費税額、また平均世帯での試算等々、数字をもってお示しをいただきたいと思います。

また、国への中止を求める要請について。

利用者の立場に立てば、当然、理不尽な消費税増税であり、国への中止を求める要請をしてしかるべきと考えますが見解を伺います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員の質問にお答えいたします。

牛久市内において、井戸水に基準値を超える六価クロムが検出されました。その地域における水道加入促進についてであります。当初は牛久市と保健所が合同で水道の加入を勧めていましたが、その後、当企業団でも独自に水道加入のご案内のビラを作成し、昨年12月25日に、基準値を超えた範囲500メートル内、対象となる世帯数が232世帯全家庭に戸別訪問し、水道加入のご案内を説明、不在宅にはポストイングをいたしました。

次に、ヒ素が検出された牛久市の奥野地域についてであります。当企業団では、桂、奥原工業団地までの配水管の整備を平成23年度に完了いたしました。牛久市への働きかけについては、計画段階のときから説明し、また完了のときにも報告をして、周辺施設の水道加入の促進もいたしました。また、井戸水に検出されたヒ素の原因について、何か考えられるかということですが、当企業団では、井戸水のことなので管轄外となりますが、一般的には半導体材料、農薬、医薬品の原料で使用され、自然界では、土壌、河川、海水などにも含まれております。また、工場廃水、鉱山廃水などにも含まれることもあります。

地下水においては地質により検出されることもあるようで、保健所で調査中ですが、原因究明は難しいと伺っております。

次に、消費税の増税による水道料金への影響についてお答えいたします。

一般家庭の使用水量20立方メートルを例にとりましてご説明いたしますと、消費税が5%から8%に上がりますと、現在の基本料金1,470円が1,512円となり42円の増になります。また、超過料金は2,205円から2,268円となり63円の増となり、合計で105円の負担増となります。

最後に、消費税の増税に対する国への中止を求める要請についてであります。消費税につきましても、昨年、国会において消費税増税法が可決成立し、2014年4月に8%、2015年10月に10%に改正されることになっております。当企業団としましては法令を遵守し、しかるべき対処をしていきたいと考えております。国への要請は考えておりません。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

六価クロムが検出された地域において、市と保健所と一緒に、企業団も加入を促す活動をしてきたということなんですけれども、未加入世帯が232世帯ですか、そのうち努力された結果、17世帯が加入をしたということですが、非常に問題からすれば少ない加入率であります。こんなに問題が起きていても、再三、トリクロロエチレンから六価クロムからということなんですけれども、それでも加入をしない理由というのは何なのか。加入金やその他水道料金の負担が大きいことなどが上げられるのではないかと考えられます。何か加入促進のために特別な手だて、考えられることはないのかどうか、また、その辺のことについてどのように考えておられるのか、再度伺います。

次に、ヒ素が検出された地域の問題ですが、この中央保育園では、半年もこの非常事態が続くわけです。どうも市に県南水道が働きかけたということなんです、市のほうでは接続するという動きが見られません。答弁もありませんでした。そして中央保育園では、ちょっと移転予定があるということなんでしょうけれども、お金をかけたくないというその気持ちはわかりますけれども、しかし、事は命にかかわる大問題であります。浄水器1つを設置しただけで、本当にそれでいいのか。その後の施設利用もあることですし、当面、この6カ月間をポリタンクを運んだり、近くの保育園に持って行って食器を洗ったりというような、そういう対応だけで済ましてしまうという考えなのかどうか、その点について伺いたいと思います。早急に中央保育園の水道をつなぐことも緊急課題だと思います。

また、小・中学校、生涯学習センター等、公共施設の密集するところ、それぞれに安心できる県南水道水を供給することは、県南水道の企業会計にもプラスになるところではな

いでしょうか。早急につなぐべきと考えますが、再度、企業長としての見解を伺います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

質問にお答えいたします。

ビラの効果は、230件中17件ということですが、今後も前面道路に配水管が入っているにもかかわらず、水道を使用していない家庭がたくさんありますので、そういうところを重点的に加入促進をしていきたいと思っております。

それと、中央保育園ですか、牛久二中とかあれですけれども、奥野地区の配水管に隣接する公共施設であります。配水管布設完了時は、牛久担当部署に加入啓発いたしましたので、これは牛久市の担当部署のほうにお尋ねしていただきたいと思っております。

以上でございます。

<「企業長の答弁を求めます」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

3回目はありますか。鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

3回目の質問をするつもりはなかったんですけども、ただいまの事務所長のお話ですと、担当課任せの話というようなふうに伺いましたけれども、これは担当課任せの話で済むのでしょうか。そういう問題ではないと思っておりますので、責任者として答弁をしていただきたいと思っております。

<「議長、ここは牛久市議会ではないので、議員、おっしゃるのは、心配しているのはわかるんですけども、ちょっとここの議会で質問する内容ではないと思うんですよ」「そんなことはないですよ」「牛久でやって」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

これは鈴木議員も事務調査をしているからご存じでしょうけれども、これは県のほうと連携して原因究明等をやっておりますが、六価クロム等については、原因を今、県と一緒に調査しております。それと同時に、ヒ素については自然界にある無機ヒ素ということでございますので、その無機ヒ素の汚染等については、当面は浄水器でもって処理するというので、放射線まで除去するような逆浸透膜の浄化器を設置して対応するということ

で対応しておりますが、いわゆる自然界にある無機ヒ素についての原因追及というのは非常に難しいというふうに聞いております。その他、細かいことについては担当のほうに事務調査をしていただければ、事務的にもはっきりわかることだと思いますので、その辺は鈴木議員の市会議員としての事務調査能力を、ぜひとも発揮していただきたいと、そういうふうに考えております。

○佐藤隆治 議長

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

11番、関戸 勇でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの議案の質疑の中で、企業の経営をどうして向上させるのかということについて、いろんな努力が必要だと。そういう意味では、公的な施設などについては、どんどん県南水道を使ってもらえるように企業長からも強く取り組んでいただきたいというふうに思っています。

さて、それでは一般質問に入りたいと思っております。

先ほど議案の質疑の中で、高い水道料金、特に県からの県水が大変高いと、そういう意味では支出の半分以上を占めると。本当に大変な状況というのが報告もされているとおりであります。

先ほど関連をしてグラフを皆さんにお見せしましたが、いろんな論議の中で、現在、県の人口も、また一部の行政を除き人口は減少に進んでいます。ふえている行政も10年後、20年後という人口推計で見ると停滞もしくは低下をする。これはもう何度も皆さんからも指摘をされたり、先ほど中根議員さんからも、そういう人口の問題などが出されました。私も本当にそうだと思います。

そういうような状況、このグラフをもう一度見ていただきたいと思うんですが、資料4というグラフがあります。これの一番上には、県がどのぐらい人口を想定し、給水人口を想定し、1日最大水量を出していたか。この昭和53年当時の策定の基本計画であります。県の人口420万、給水人口400万、1日最大水量192万トン、こういう数字であります。一番下を見ていただきたい。水道用水実績、1日最大103万6,000トン、給水人口269万人、1日1人最大水量は385リットル、これは8月の議会で、私が最近のデータ、事務局、ご努力いただいて、東京都水道局からとりましたけれども、最大ではないですが、1人年平均296リットルという数字であります。どんどん節水が進む、1人当たりの使用水量も減るとい状況であります。そういう中にもかかわらず、県のマスタープランは、この資料4で見られるように、茨城の水のマスタープランに見られるように、修正しながらも大変実績とかけ離れたそういう計画で、2007年度、ここに出された計画では2020年度で297万

人、人口予測、ここまで下げてまいりました。しかし、給水量、給水人口、こういうものが先ほど出した資料2のグラフにあるように、それでも大変な需要の計画になっている。こういう計画から県の事業をし、そしてその事業によって県南広域も含む4つのこの広域企業体に対して、そこに参加をしている県南水道を初め、この水道事業者に大きな費用として負担がかぶっているというのが実態であります。

ですから、県南水道企業団の収益を改善をしよう、多くの市民の水道料金を下げようというふうに考えたら、いろんな努力があるけれども、何といても県のこの供給単価、原価といいますか、ここを変える、当たり前ものにするということが大変重要ではないかというふうに思っているわけであります。実態に合わせたそういう計画を見直す。本来ならば2012年度で県のマスタープランはつくり変える予定でありました。しかし、なぜか去年はついにマスタープランはつくられておりません。恐らくまた修正をすれば低くなるでしょうが、実態とかけ離れたものになると思います。そういう意味では、先ほど示したこの1のグラフ、給水実績、それに対する県のこのマスタープランの方針、こういうものが私たちのこの県南水道に大きな財政的な負担をかけているということについて、どのようにお考えになっているかお答えいただきたいと思います。

さて、先ほど説明しましたが、資料6、この中には給水実績、そして県南広域全体で6億9,000万以上、使っていない水にお金を払っているというのが資料として出しておりますけれども、本当に大きな金額になります。この資料6の一番最後、責任引き取り量の⑦を見ていただきたい。30万6,075万トン、これは何かといいますと、今、県が参加をしています4つのダムが完成したときに、新たに県が契約をし、県南広域で全体でふえてくるものであります。これだけの契約水量がふえるということは、県南広域全体で見て水が十分足りる中で、さらにこれだけの責任引き取り水量を受け取ると、使わなくても受け取るということになるわけですから、本当に今でも高い水道料金で、そういう中で努力している県南広域の各水道事業にとっても大変大きな影響を与えるものになる、こういう点については、どのようにお考えになっているかお聞きしたいというふうに思います。

さて、人口減少や急速な高齢化の進展や、県南地域においても高齢者の単独世帯がふえています。1人当たりの実績も減っている。基本料、10立米以下の世帯がたくさんふえている、こういうことも公共団体の財政状況の悪化など、本当に多方面にわたり影響を及ぼす、またこれからも及ぼしていく、そういう中で、人口減少を掌握し、その影響を強く懸念しながら、水需要だけについてはこれまでの拡大路線を続けて、市長の皆さん、県南広域の皆さんからの要望に応えようとし、この県企業局の姿勢は異常ではないかと私は思っております。

県はこれまで市町村の水道事業者が必要とする水道水を供給するための水源開発に参加しているとしていますが、大きな余剰水を抱えた中で水道用水を公益的かつ安定的に供給するためには、順次、県営の水道水供給事業の統合を推進しますと基本方針を決め、さま

ざまな市町村が所有している水源を切り捨てさせてまいりました。そうした県の企業局が、あたかも市町村の水道事業者の言いなりになっているかのように、県がこの間答えてきたのは不誠実そのものであります。水道法の2条2の第1項は、地方公共団体に対して水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めることを義務づけています。また、水道供給事業について争われた最高裁のこの判決でも、供給事業について、最小限の経費で最大の効果を上げるよう努めることを要求されています。

何度も言っておりますが、人口減少が進み、予想との大きな乖離が生まれている中、供給事業の運営を根本から見直すことは当たり前です。それもせずにいる事業体としての県のこの間の姿勢は義務違反と言わざるを得ません。現在、県は八ツ場ダムを初め4つの水源開発にかかわっています。この事業のために大きな負担を行っていますが、先ほど言いましたように、事業が完成すると契約水量に応じて膨大な負担を県が負うことになる。したがって、県南広域の市長の皆さんからの要望にますます応えられなくなるということになるのであります。県南水道企業団としても、今以上の水源開発は県としては必要ない、こういう意見を上げるべきではないか。茨城県の水源開発のこれまでの政策を転換させるべきではないか、そのことを求めるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

八ツ場ダムについて、利根川江戸川整備事業計画が有識者懇談会で進められているのはご存じだと思います。12月以来、この会議が停止したままになっております。したがって、今年度の国の予算でも本体工事の着工は進みません。これは何か。ダムの水、この水を水源とする1都5県、すべての県で茨城と同じように水が余剰状態にある。あの人口の進む東京でも、1人当たりの節水によって減ってきているんです。1都5県ではなおさらのことです。洪水対策としての八ツ場ダムの効果についても、この有識者会議で詳細に検討され、これまでこのダムを進めてくる根拠としてきた建設省、今の国交省の基礎データに大きな間違いがあることがこの会議で指摘され、まさに水道水としても洪水対策としても、この整備事業全体にかかわる大きな問題に今なっているのであります。私はそういう意味で、県がこれ以上、水源開発に加わるべきではないというふうに思っています。

最後になりますけれども、安心・安全な水を供給するという点からお尋ねしたいと思います。

昨年8月の一般質問のときにも、利根川の水から検出された放射性ヨウ素の検出結果のデータを出しました。今日お配りしています資料5であります。今年1月12日の夜、NHKのドキュメンタリーで放映されました「見過ごされた放射性ヨウ素131」を、このテレビをごらんになった方、いらっしゃると思います。私は県南水道に含まれていた放射性ヨウ素について、今でも大変大きな不安を持っているのであります。私は専門家ではありませんが、少なくともこのデータで見られるように、3月21日には相当大きな放射性ヨウ素

が出ているだろうと思います。当時は乳幼児で100ベクレル、1リットル当たり、大人で300ベクレルでしたが、昨年の4月からこの規制は大きく変わりました。未検出であります。ご存じのように、放射性ヨウ素は半減期が8日と短いんです。3月11日、あの震災事故が起こり、12、13日に水素爆発によって原子炉が爆発をし、大量の放射能を含む放射性物質が大気に流れ、そしてこの流れた方向が、ご存じのように、あのスピーディーによってわかるように、まさに県南地域に強く落ちている。これは何度検査をしても、公式な検査をしても、水戸や日立よりも県南のほうは高い、このことにあらわれているように、大量の放射能が落ちたわけであります。

放射性ヨウ素131は、半減期が8日であります。15日からふえ始めております。15、16、17、18、19、20、21、22、24日で106ベクレル、戸頭配水場に出ています。1リットル当たりであります。人間が飲む水は1リットルではありません。乳児に至っては、ミルクで何回も、ミルクだけで水を飲みます。大変大きなこの放射性ヨウ素、このヨウ素を体内に入れたと、福島県の浪江町は、そうしたことから今でも町民全体に被曝手帳を配り、将来、このことによってどうなるかわからないという現在の時点から、しっかり検査をしようということを始めています。

私は県南水道としても、このデータにあるように、少なくとも県が測った時点から、現在の100倍以上の放射性ヨウ素が含まれていたわけですから、県南水道としても、県にやはり子どもたち、乳幼児、県南水道を飲んだ地域については、やはりそういうことを求める、安心・安全な水を供給する県南水道企業団としては大変大事なことはないかというふうに考えています。放射性ヨウ素は、チェルノブイリでも、そして日本の福島第一でも、半減期8日間は、どちらもほとんど手を出していません。まさに10日たっても20日たっても放射性ヨウ素をどうするかということは、チェルノブイリでも日本でもやられていません。本当にそういう意味では、県が大慌てになったのも3月24日であります。もう10日たってからであります。そういう点から見ても強い危惧を感じるのであります。ぜひこういう点については、県に対して改めて調査をする。特に県南水道を飲んでいる子どもたちについては、そういう検査を県としても実施すべきではないかと意見を上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

さて、昨日も県企業局は、放射性セシウムの量について検査をした結果を報道しています。今日、マスコミにも報道されております。セシウムは今なお大量のセシウムが移動している。上から下に、あるいは水によって川に、川から大きな川に、そういう意味で県南水道の取水口の水につきましては、当然、基準以下であるということを確認しておりますが、取水口の湖底については、川底の土についてはどのような状況になっているか、わかればお答えいただきたい。また、わかっていないければ、ぜひ県に聞いていただきたいというふうに思います。

以上で第1回の質問とさせていただきます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員の質問にお答えいたします。

県企業局の収支決算から黒字の還元についてであります。この受水費の見直しこそが当企業団の給水原価を低く抑えるための大きな要因であることは間違いありません。今年も引き続き、県南広域受水8団体及び企業団独自でも、受水費の値下げの要望をしております。

次に、水需要は下降線ではとの質問についてであります。近年の節水器具の普及やデフレ不景気により給水収益は伸び悩んでおります。企業団といたしましては、先ほども申しましたが、前面道路に配水管が布設されているにもかかわらず水道を使用していないご家庭が多数あります。そのような地域を重点的に加入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の水源開発につきまして、当企業団の水源は、利根川水系と霞ヶ浦水系の2系統を有しております。将来の水需要を考慮しましても、この2系統からの受水で対応できるものと考えております。今後も安全・安心な水を効率的に安定供給ができるよう県に要望してまいります。

次に、安全な水の供給についてお答えいたします。

現在、放射性物質の水質検査は、茨城県衛生研究所にて週に1回実施しております。ヨウ素及びセシウムは、平成23年5月24日より不検出となっております。採水箇所は若柴、牛久、戸頭、藤代、利根の各配水場の5カ所の水を測定しております。今後も毎週1回の検査を続けていきたいと考えております。

最後に、セシウムの堆積について、茨城県企業局利根川浄水場において、取水口での放射性物質の検査は一度実施したとのことであります。取水した表流水の浄化の過程で発生する汚泥に関しては、定期的に検査を実施しているとのことでございます。当企業団としても継続して測定するよう県に要望してまいります。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番(関戸 勇 議員)

2回目の質問になります。

県の水道事業のさまざまな課題について、先ほど問題点としてお出しをしました。やはり実態が県の全体の水道経営、これに大きな問題があると。しかし、それがほとんど知ら

されないというふうに私は思っています。そういう意味では、県に県南水道としての要求をする場合も、やはり問題点、特に給水人口、県の人口が減り、給水人口が減り、また県民1人ずつの節水思想が普及するという中で、これ以上膨大な水源開発をすべきでない、ここをやはりしっかり申し上げなきゃいけないのではないかというふうに思いますが、この点、再度お聞きいたしたいと思います。

それから、放射性ヨウ素にかかわります放射能についてであります。

浪江町は大変原発から近いところで、大きな放射能の汚染になりました。逃げたところが原発から30キロ離れたところで、そこのほうが、なお高かったと。そこからさまざま全国に避難をし、この県南地域にも避難をしておりますが、私どもの取手、私の住んでいるところに来た方は、やっと逃げてきたらここも高かったというふうに言われております。浪江町は将来にわたって、どんな影響が出るかわからない。そういうもとで町民の健康を考えたときに、やはり言うべきことはきちっと国に言いながら町としての対応をすること、被曝手帳を配布しています。健康手帳といいますが、中身は被曝手帳であります。将来、何か問題になったときに、チェルノブイリのように20年たって、大変多くの甲状腺がんの患者が出ておりますけれども、そういうときに医療保障をどうするのか。国としての保障をどうするのか。東電や国にどう求めるのか。こういう点からも、町としては積極的に今から対処をする構えであります。私は、水道企業者としても、そういう点での構えが大変大事だというふうに思って、県南水道を使っている、特に利根川水系の水を飲んでしまった県南水道、この子どもたち、乳児、こういうところへの健康診断を水道企業者としての県南水道としても、県に求めるべきではないかというふうに思うのですが、ここをもう一度お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員の質問にお答えします。

今後は水源開発は必要ないのではということですが、水源開発を必要としているのは、関東では1都5県であり、例としては八ツ場ダムの建設であります。民主党政権にかわり、前原国土交通大臣が一時は白紙撤回を主張しましたが、馬淵大臣以降の国土交通大臣は建設継続を主張してきました。現在、自民党が政権を奪還し、太田国土交通大臣は、基本的には予算が成立した後、ダムの着工をし、早期の完成を目指したいと発表しました。県や地方では、水源確保及び治水、利水のため、水源開発やダム建設を必要としているところがあると思われま。当企業団は、今後とも茨城県企業局と連絡を密にし、安定供給のため水源確保を図ってまいります。

利根川における放射能、セシウムの堆積についてですが、取水口の堆積土砂の検査は、平成24年5月17日に実施して、セシウム134が140ベクレル、セシウム137が270ベクレルとのことであります。機械脱水汚泥、これは浄水するときの汚泥のことですが、この検査は週に1回検査を実施しているとのことで、平成25年1月17日の検査結果では、セシウム134が61ベクレル、セシウム137が130ベクレルとのことであります。各河川の放射性物質の検査結果は、環境省のホームページに掲載してあるとのことです。これからも県の企業局にはセシウムの検査を引き続きやっていくように要望していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで関戸 勇議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成25年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 4時00分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 5 番

議員 6 番